

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる 北九州市づくりに関する条例（障害者差別解消条例）について

北九州市では、市民、事業者および市が協力して、障害を理由とする差別の解消に向けて主体的に取り組む、共生社会の実現を目指すことを目的とした「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（障害者差別解消条例）」を制定しています（平成29年12月20日一部施行、平成30年4月1日全面施行、令和6年4月1日一部改正）。

障害を理由とする差別をなくすためには、一人一人が障害および障害のある人への理解を深めるとともに、お互いにしっかりと話し合い、一緒に考えていくことが必要です。

「障害を理由とする差別」の禁止

市および事業者は、障害があるという理由で、サービスの提供を拒否したり、制限するなどの取扱いをすること（不当な差別的取扱い）が禁止されています。

また、障害のある人から配慮を求められた場合には、過度な負担でない範囲で必要かつ適切な変更または調整を行うこと（合理的配慮）が必要になります。このとき、市および事業者は、合理的配慮をしなければなりません。

合理的配慮を的確に行うための事前措置

市および事業者は、合理的配慮を的確に行うための事前措置として、「環境の整備」を行うよう努めることを規定しています。

相談窓口など

障害を理由とする差別に関する相談は「障害者差別解消相談コーナー」で専門相談員が対応します。それでもなお解決が難しい場合には、「北九州市障害者差別解消委員会」が助言やあっせん等を行うことで、問題の解決を図ります。

障害者差別解消相談コーナー

障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行います。

場所：小倉北区域内1番1号 北九州市役所8階

電話：093-582-5515 FAX：093-582-5516

メールアドレス：s-kaishou@mail2.city.kitakyushu.jp

障害および障害のある人への理解の促進

障害者団体と市が、協働して啓発活動に取り組むことにより、障害および障害のある人に対する理解の促進を図ります。

理解促進活動の一環として、市民や事業者の方向けに出前講演も実施しています。